

## 福山支店セクハラ・パワハラ損害賠償裁判訴状（要旨）

### 第1 請求の主旨

- 1、 被告らは、原告に対し、各自、金 630 万円及び年 5 分の金員を支払え。
  - 2、 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第 1 項につき仮執行の宣言を求める。

### 第2 請求の原因

#### 1 当事者ら

原告は 2006 年 1 月 11 日に採用され、以降事業会社福山支店第一集配課に期間契約社員として勤務する者である。

被告郵便事業会社は、主として郵便の業務を営む株式会社である。

被告〇〇〇〇は、被告会社の従業員であり、遅くとも原告が入社した 06 年以降、福山支店第一集配課に勤務する者である。

被告●●●●は、11 年 4 月頃から福山支店第一集配課長の地位にある者である。

被告△△△△は、福山支店業務企画室長の地位にある者である。

#### 2 被告〇〇〇〇の不法行為

- 1) 原告の入社間もなく事あるごとに理由無く原告を怒鳴りつけるようになった。
- 2) 10 年 5 月 20 時頃自宅にいた原告に 3 回電話をかけて、バイクの鍵が見あたらないことを原告の責任に決めつけ「この窃盗犯が」「お前がやっているのは犯罪じゃ。鍵出せや、こらあ」等と罵倒した。
- 3) 10 年頃から〇〇は原告を名前と呼ぶのでなく「ババア」などと呼称するようになった。原告が聞こえる範囲にいるにも拘わらず、「あのババア」「占部の馬鹿」などと蔑称するようになった。
- 4) 〇〇の各行為は、理由無く原告に精神的苦痛を与え、民法 709 号の規定する不法行為に該当する。

#### 3 被告●●●の不法行為

##### 1) 交通事故の際のパワハラ行為

11 年 6 月 13 日、原告はバイクで集配業務中に軽自動車と接触した。原告からの電話で現場に来た●●●は、「お前が悪い。これが避けられないならバイクに乗る資格はないわ」と原告に詰め寄った。帰店後も●●●は「修理代が 10 万円以上かかったら処分だから。110CC には一生載せないから」と言い放った。後

日の示談で、過失割合は 50 対 50 で合意された。

●●の行為は、原告からの事情聴取することなく、一方的に原告に責任を追究し、パワハラに該当する違法行為である。

このパワハラによって原告は、「辞めるしかない。消えてしまいたい」と思い悩み、精神的苦痛を被る事になった。

#### 2) ロッカー検査の強要

11年9月17日●●は、原告が「男性に検査をされるのは断る」と明確な意思表示をしたにも拘わらず、「これは任意じゃない。会社の決まり事だ」といって、執拗に検査を強要した。

これは不相当な手段でプライバシーを制約する違法行為であり、原告は精神的苦痛を受けた。民法 709 号の規定する不法行為に該当する。

#### 4 被告●●及び△△の共同不法行為（退職の強要）

11年7月29日、両名は原告を休憩室に呼び出し、原告に退職を強要した。その時間は30分に及んだこと、休憩室であったため翌日には同僚の知るところとなり、「オマエ辞めるんか」と言われるようになった。これにより原告は、周囲から何れ退職をすると見られるようになった。

被告らの行為は、違法に労働者の権利を侵害する違法行為である。

#### 5 被告△△の不法行為（退職の強要）

12年8月3日休憩室において、原告に「10月から1日の勤務時間を4ないし6時間程度に変更します」と通知した。

原告は「生活があるので、それは困る」と抗議した。にも拘わらず被告は強い口調で、「会社の方針です。困る困らないの問題ではありません」と言い放った。

職場の慣行に反し、同意を得ずに勤務時間の変更を強要した行為は、退職の強要であると言わざるを得ず、民法 709 号の規定する不法行為である。

#### 6 被告郵便事業会社の不法行為（使用者責任）

同社は使用者として、従業員が他の従業員にパワハラ・セクハラを行なうことを防止する義務を負う。

被告会社はこれを怠り、その結果不法行為が発生したのであるから、民法 715 条により不法行為責任を負う。

#### 7 損害額

##### 1) 慰謝料 600 万円

原告はセクハラ・パワハラを受けたことによって著しい精神的苦痛を受け、不眠・精神不安等の症状を呈するようになった。これをあえて金銭評価するならば600は下らない。

2) 弁護士費用 30 万円

## 8 結語

よって原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償金として 630 万円及び訴状送達の日から支払い済みに至るまで、民法所定の年 5 分の割合による金員の支払いを求める。